

令和4年有田市議会3月定例会

議事日程（第5号）

令和4年3月25日 午前10時開議

- 日程 1 地域医療と有田市立病院のあり方調査特別委員会委員の選任について
- 日程 2 議案第1号 有田市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 日程 3 議案第2号 有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程 4 議案第3号 有田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程 5 議案第4号 有田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 6 議案第5号 有田市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程 7 議案第6号 有田市民水泳場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 日程 8 議案第7号 有田市犯罪被害者等支援条例
- 日程 9 議案第10号 令和4年度有田市一般会計予算
- 日程 10 議案第11号 令和4年度有田市国民健康保険特別会計予算
- 日程 11 議案第12号 令和4年度有田市初島財産区特別会計予算
- 日程 12 議案第13号 令和4年度有田市漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程 13 議案第14号 令和4年度有田市介護保険特別会計予算
- 日程 14 議案第15号 令和4年度有田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程 15 議案第16号 令和4年度有田市上水道事業会計予算
- 日程 16 議案第17号 令和4年度有田市立病院事業会計予算
- 日程 17 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程 18 議案第23号 工事請負契約について
- 日程 19 議案第24号 工事請負契約について
- 日程 20 令和3年請願第2号 インボイス導入に伴うシルバー人材センターへの支援に関する請願書

- 日程 21 請願第1号 所得税法56条の廃止を求める請願書
- 日程 22 議案第22号 初島財産区管理委員の選任について
- 日程 23 意見書案第1号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書
- 日程 24 意見書案第2号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書
- 日程 25 議員派遣の件について
- 日程 26 各委員会の閉会中の継続審査及び調査について

会議に付した事件

- 日程 1 地域医療と有田市立病院のあり方調査特別委員会委員の選任について
- 日程 2 議案第1号 有田市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例から
- 日程 26 各委員会の閉会中の継続審査及び調査についてまでの議案審議

出席議員 15名

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 中西登志明 | 2番 | 上野山善久 |
| 3番 | 成川満 | 4番 | 小西敬民 |
| 5番 | 上山寿示 | 6番 | 池田敦城 |
| 7番 | 岡田行弘 | 8番 | 児嶋清秋 |
| 9番 | 中谷桂三 | 10番 | 堀川明 |
| 11番 | 生駒三雄 | 12番 | 宇野博治 |
| 13番 | 福永広次 | 14番 | 西口正助 |
| 15番 | 浜口元司 | | |

欠席議員 0名

議事説明員

| | | | |
|---------|-------|---------|------|
| 市長 | 望月良男 | 副市長 | 田代利彦 |
| 教育長 | 前田悦雄 | 経営管理部長 | 嶋田博之 |
| 経営管理部理事 | 大松満至 | 経営管理部参事 | 喜多俊充 |
| 市民福祉部長 | 宮崎三穂子 | 経済建設部長 | 河野孝司 |
| 経済建設部理事 | 鈴木順一 | 水道事務所長 | 北野宏幸 |
| 教育次長 | 谷輪吉伸 | 教育委員会参事 | 伊藤正人 |
| 消防長 | 嶋田富司 | 病院事務長 | 神保佳紀 |

議会から出席を求めた議事説明員

総合行政委員会事務局長 大谷せつ子

議会事務局職員

| | | | |
|----|------|----|------|
| 局長 | 田中聡 | 次長 | 福永康一 |
| 書記 | 大谷真也 | | |

午前10時00分 開議

○議長（中谷桂三君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（田中 聡君） 報告いたします。

3月25日付をもって、上山寿示議員ほか1名の方から、意見書案第1号、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書が、また同日付をもって上山寿示議員ほか1名の方から意見書案第2号、国民の祝日（海の日）の7月20日への固定化を求める意見書がそれぞれ提出されました。お手元へ配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（中谷桂三君） 報告は終わりました。

これより、日程に入ります。

日程1、地域医療と有田市立病院のあり方調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

地域医療と有田市立病院のあり方調査特別委員会につきましては、昨年8月17日の臨時会で設置され調査研究を重ねてまいりましたが、有田市立病院が大きな変革期を迎える今日、委員の増員を行うとともに病院の所管事務を付託案件とし、特別委員会をより充実したものにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま増員が決しました地域医療と有田市立病院のあり方調査特別委員会の新たな委員の選任につきましては、有田市議会委員会条例第8条第1項及び第2項の規定により、議長において指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、地域医療と有田市立病院の在り方調査特別委員会委員に、1番中西登志明君、3番成川満君、5番上山寿示君、10番堀川明君、11番生駒三雄君、13番福永広次君、15番浜口元司君、以上7名の諸君を新たに指名いたします。

特別委員会委員の皆様におかれましては、引き続きよろしくお願ひいたします。

次に、日程2、議案第1号から日程21、請願第1号までの議案18件、請願2件を一括議題とし、各委員長から審査の結果について順次報告を願うことにいたします。

まず、総務建設委員会委員長上山寿示君。

○総務建設委員会委員長（上山寿示君） 総務建設委員会から報告いたします。

当委員会に付託されました案件につきまして、3月15日当局の出席を求め委員会を開催いたしました。

慎重審査の結果、議案第1号、有田市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例、議

案第3号、有田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、議案第4号、有田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号、有田市個人情報保護条例の一部を改正する条例、議案第7号、有田市犯罪被害者等支援条例、議案第21号公の施設の指定管理者の指定について、議案第23号、工事請負契約について及び議案第24号、工事請負契約については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、継続審査となっておりました令和3年、請願第2号、インボイス導入に伴うシルバー人材センターへの支援に関する請願書につきましては、採択すべきものと決しました。

次に、請願第1号、所得税法56条の廃止を求める請願書につきましては、不採択とすることに決しました。

なお、審査に当たっては多岐にわたる意見が出されましたが、次の意見について改めて申し上げておきたいと思えます。

議案第21号、公の施設の指定管理者の指定について、まず、運営交付金については状況によって変化するとのことであるが、2億5,000万円が、3億、4億円となる可能性もあるのではないかと。十分協議しておいていただきたいとの意見がありました。

次に、医師確保について、地域医療振興協会と和歌山県立医科大学の連携が本当にうまくいくのか難しい部分もあるように思われるが、地域医療振興協会が何とかしてやろうという熱意をもっているのならば、和歌山県立医科大学ともうまく連携を取るといふ言葉を信用し、任せなければ仕方がないというところもあるのではないかととの意見がありました。

次に、市民サービスの向上について、指定管理となった場合、市民からの声が届くのか、民営化になればシビアな経営が予想されるので、その辺りの把握を十分にいただき、市民サービスの低下につながらないようにお願いしたいとの意見がありました。

次に、地域医療振興協会が運営している病院の状況を研究され、経営内容の把握を十分にされたのか、今回の指定管理、自信をもって進められるかを考えていただきたい。これから10年後、また赤字になるようなことがあれば、今のままで続けたほうがよかったということにもなりかねないので、慎重に取り組んでいただきたいとの意見がありました。

次に、有田圏域では有田市立病院をはじめとする多くの医療機関があり、競合も激しいように思われる。そして、人口も減ってきている。また、和歌山市など遠方からの患者も期待できないように思われ、うまく経営していくのはかなり難しいのではないだろうか。未来に負担を残さないためにも、腹を据えて地域医療振興協会と話し合っていただきたいとの意見もありました。

次に、地域医療振興協会との協定については、基本的なことはすり合わせているとのことであるが、それらの内容を議会に対して丁寧に説明することはもちろんのこと、今後はしっかりと協議をされ細かいところまで詰めていただき、地域医療振興協会主導で進むことのないよう十分注意していただきたいとの意見がありました。

次に、進めてみないと分からないということではあるが、決して失敗のできないことでもあるので慎重に取り組んでいただきたい。また未来の状況が不確定という中で進めるのではなく、一度時間をおいて再考することも大切ではないだろうかとの意見もありました。

以上の意見がありましたことを申し添え、総務建設委員会からの報告といたします。

○議長（中谷桂三君） 委員長の報告は終わりました。

委員長に対する質疑の通告はありませんでした。

次に、文教厚生委員会委員長池田敦城君。

○文教厚生委員会委員長（池田敦城君） 文教厚生委員会から報告いたします。

当委員会に付託されました案件について、3月16日当局の出席を求め委員会を開催いたしました。

慎重審査の結果、議案第2号、有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び議案第6号、有田市民水泳場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第2号において、国民健康保険税の減額措置で、子育て支援からの観点での改正だと思うが、時限的なものではなく改正されるまでは続くのかとの質疑に対し、子育て世代の経済的負担軽減の観点から導入するものであり、その減額措置については改正されるまで続くとの答弁。

議案第6号において、市民水泳場利用の利便性を図ることが目的だということであるが、今、このような料金体系に改めるに至った経過とこれによりどのような効果が見込めるのかとの質疑に対し、オープン以来専用利用の利用者さんから少人数でも利用したいとの声があり、また現行条例での1コース10人以上というのは、50メートルプールの水泳場を参照していた関係で、現状では10人以下がよいという指定管理者や利用者さんからの声もあり今回の見直しに至り、その効果としては団体だけでなくグループ的な専用利用が見込めるとの答弁。

また、全8コースのうち、専用利用できるコースと一般利用者の方との兼ね合いについて、どのように考えているのかとの質疑に対し、専用利用については最大半分の4コースまでとすることを指定管理者と話しており、全コースを使用する大会については午前中のみ、または休館日である月曜日に利用していただくこととしておりますので、一般の利用者の方には御不便をかけないと思っているとの答弁があったことを申し添え、以上、文教厚生委員会からの報告を終わります。

○議長（中谷桂三君） 委員長の報告は終わりました。

委員長に対する質疑の通告はありませんでした。

次に、予算決算委員会委員長西口正助君。

○予算決算委員会委員長（西口正助君） 予算決算委員会から報告いたします。

当委員会に付託されました案件について、3月17日、18日及び22日の3日間にわたり、当局の出席を求め委員会を開催いたしました。

慎重審査の結果、議案第10号、令和4年度有田市一般会計予算、議案第11号、令和4年度有田市国民健康保険特別会計予算、議案第12号、令和4年度有田市初島財産区特別会計予算、議案第13号、令和4年度有田市漁業集落排水事業特別会計予算、議案第14号、令和4年度有田市介護保険特別会計予算、議案第15号、令和4年度有田市後期高齢者医療特別会計予算、議案第16号、令和4年度有田市上水道事業会計予算及び議案第17号、令和4年度有田市立病院事業会計予算につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査に当たっては多岐にわたる意見が出されました。次の意見について、改めて申し上

げておきたいと思えます。

まず、議案第10号、令和4年度有田市一般会計予算、歳出の部、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、母子保健推進事業におけるスマイルチケット換金交付金に関して、予算額が昨年より減少している。

この事業を含め、M a r r y Y o u関連の予算が一部減少している。このことは利用者の減少というマイナスイメージしかない。何のための事業であるのかをもう一度考え、利用者のニーズに合うように再検討するなど、関連部署が一体となって取り組んでいただきたい。

次に、第6款商工水産費、第1項商工費、第3目観光費、観光推進事業における有田みかん海道公衆便所設置工事費に関して、設置場所については周辺の活性化を含めた視点を取り入れていただくとともに、景観が生きるような計画を検討していただき、経費もかかる大きな事業であり、観光客に本当に喜んでもらえるようなものとし、そして有田みかん海道公衆便所清掃委託料に関しては、トイレを安全、快適に使っていただくために、現地のN P O団体等との情報交換などいろいろな人とディスカッションをし、そして進めることが大事である。ぜひ、防犯上のことも含め、より効果的な方法を考えていただきたい。

また、観光推進の観点から熊野古道など、その他の公衆トイレについても、より一層安全、快適に使ってもらうための取組を検討していただきたい。

次に、第6款、第1項、第4目地域ブランド振興費における（仮称）有田市誘客促進協議会補助金3,000万に関して、万博を契機として市の振興を図っていくという趣旨はよく分かるが、予算としては漠然としたものではなく補助金としての合理的な積算及び行動計画など、基本的なところをしっかりと説明すべきである。

また、いろいろな団体が協力しながら進め、有田市の多彩な観光資源が生きるような視点を持ちながら、より効果的によりスムーズに進めていただきたい。

次に、議案第17号、令和4年度有田市立病院事業会計予算、実施計画説明書による収益的支出の新病院開院支援業務に関して、まずは市立病院の基本構想を策定し、この新病院開院支援業務委託の予算計上になると思われるが、基本構想は策定途中であり、また今議会で市立病院の指定管理者指定議案が上程されているが、議決されているわけではないにも関わらず、給与費で職員退職金が計上されている。

全て同時進行で進められているように見えるが、このような大事なことは基本に忠実に順を追って手続を進め、議会へもきちっと説明した上で、市民の方々に対して正確、丁寧な分かりやすい形で説明をしてから進めていただきたい。

以上の意見を申し上げるとともに、委員会で指摘されたその他の事項についても十分精査され、施策に反映されることを期待しておきます。

以上で、予算決算委員会からの報告といたします。

○議長（中谷桂三君） 以上をもって、各委員長の報告は終わりました。

これより討論に入ります。

議案第21号について、4名の討論の通告があります。

まず、原案に反対者の発言を許すことにいたします。

11番生駒三雄君。

〔11番 生駒三雄君 登壇〕

○11番（生駒三雄君） 議案第21号、公の施設の指定管理者の指定について、反対の立場から討論を行います。

去る3月15日に開催されました総務建設委員会での当議案審査において、私は異議なしの流れに従う形で賛成の立場を表明したのですが、やはり自分に正直でありたい。今回、反対の立場を明確にいたします。

委員会終了後も、私なりに調査研究を重ねた結果、今回は賛成という結論になりませんでした。また、今回の同僚議員の一般質問並びに委員会での答弁内容を聞いていても、これまでの議案上程に至る経緯もさることながら、より丁寧で詳細な説明もされず、ただただ当局の主導で進められてきたように思われます。

我々議員は、市民の皆さんから行政運営を正しい方向に導いてほしいと議席を預かっているというのが私の思いであります。

今回の指定管理者制度導入が、今後の病院運営の在り方を決定づける大きな分岐点であり、本日のこの判断が将来に非常に重要な意味を持っていることから、安易に賛成をするわけにはまいりません。

よって、より深い協議を重ねる必要と議員各位が納得できる明確な根拠と詳細な説明を行う時間が、今しばらく必要であろうかと存じます。あまりにも性急すぎるのではないのでしょうか。

今後、何十億円という市民の税金が投入されていく案件であります。簡単に「はい、そうですか」とはまいりません。よって、議会の権能を果たし得ることが、今後の市民福祉向上につながると確信しております。

ただ、今回の指定管理制度導入に反対というのではなく、みじんの不安も抱くことのないよう、安心して賛成できるよう、より深い協議を重ねることが我々の責務ではないでしょうか。

皆様の御理解と御協力を得ることができることを確信し、以上、反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中谷桂三君） これにて、11番生駒三雄君の反対討論は終わりました。

次に、原案に賛成者の発言を許すことにいたします。

2番上野山善久君。

〔2番 上野山善久君 登壇〕

○2番（上野山善久君） 会派、政有会の上野山です。

私は議案第21号の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論させていただきます。

私は市議会議員になる以前から、有田市に公立の総合病院があることが市民の健康と安心につながっていると考えていました。歴史をひもとくと、有田市立病院は昭和25年10月に箕島町立国保箕島病院として開設されています。今から71年前のことです。

当時箕島町という小さな町に、本当に病院が必要なのかといったけんけんがくがくの議論がされ、こんな小さな町であっても住民が安心できる医療が必要だとして病院開設に至ったとのことです。以来、脈々と当時のその精神が受け継がれ、今日の市立病院に至っております。

私が市議会議員になってからも、市民が何を望んでいるのか多くの市民の声を聞いてまいりましたが、そんな中で地域医療、とりわけ市立病院の充実を求める声が大きいと感じています。

昭和25年に産声を上げた市立病院が有田市に今後も必要であり、これを未来に向けてどのような形で充実していくのかが問われています。

ところが、残念ながら市立病院の経営状況はどうでしょう。一般会計からの繰出金が毎年4億円、5億円、経営状況が悪いときには、さらに追加で何億円もの繰出しをしなければならぬ年もありました。

市民の市立病院に対する期待と、一方では巨額の財政負担があり、市立病院を将来にわたって存続させ市民の期待に応えていくには、今のままでよいはずがありません。

病院スタッフをはじめ、市当局はこれまで様々な経営改革、様々な視点による検討を重ねてまいりましたが、今、経営を抜本的に変えることが必要なのは明らかです。

そして、その手法として導き出された答えとして、公立病院としての政策的な医療サービスを提供しながら、医師確保を含め安定した経営を行える指定管理者制度が最も望ましいとの市当局の考え方はそのとおりだと考えています。

今回、指定管理者として指定をしようとしている公益社団法人地域医療振興協会は、日本が元気になるよう力を合わせ、持てる資源を最大限に活用し地域医療に全力で取り組み、住民福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的に全国で多くの病院経営をし、公立病院の指定管理者の実績も多い公益性の高い団体です。

議案の参考資料として提出された事業計画、収支計画もしっかり作成されているとともに、全国組織のスケールメリットを生かした経営と質の高い医療に期待したいと考えます。

今後は、地域医療と有田市立病院のあり方調査特別委員会において、指定管理者制度の令和5年度開始に向けた課題について、さらに調査、検討し、市立病院開設当時の先人の努力に思いをはせながら、未来に向かって市立病院をどう充実させていくのか、市民に信頼される市立病院をどうつくり上げていくのか、私たち議会としてもその役割と責任を果たしていこうではありませんか。

以上のことを議員各位に訴え、私の賛成討論といたします。御清聴ありがとうございます。

○議長（中谷桂三君） これにて、2番上野山善久君の賛成討論は終わりました。

次に、原案に反対者の発言を許すことにいたします。

6番池田敦城君。

〔6番 池田敦城君 登壇〕

○6番（池田敦城君） 議長の許可を得ましたので討論を行います。その前に去る3月11、14日と2日間にわたり市立病院に関する諸問題について一般質問を行いました。この21号議案は行政行為の中でも、これから5年、10年、20年後の有田市にとって、市民生活に直結する非常に大きく大切な、そして大変重い議案です。

だからこそ議論の進め方、意思決定等について、市民の皆様の質問や疑問にしっかりと答えられるよう、また公文書開示請求があれば、堂々と開示に応える責務を負うのが、私たちの有田市ですが、市民の質問に対して返答はするが、その意思決定や議論、候補地選

定、協定書締結等々の議事録はなく、示すことができず、答えられないことが明るみになりました。

市民の皆様にお伝えしなければなりません。税の再分配をする有田市は、その根底に市民の福祉向上という概念が必要です。そのためには、しっかりとした議論とその意思決定の在り方を議会に対して示し、市民から負託を受けた議員の審判をいただく。これが当たり前の議会です。

今回の議員の質問に答えられない議会において、それを是正せず、このままやり直すことはしないと公言してしまうと、後世において今議事録、Y o u T u b eにおいて、半永久的にその内容が残り、後世において議会不要とみなされる失態となるでしょう。

また、議事録のないこの議案第21号について、議員の質問にも答えないまま議員が賛成、可決し、そのお墨つきをもらった市長は税金を使い、形をつくっていく道程において、検察や警察が動くことになった場合、間違いなくそれは議会に跳ね返ってきます。議会の承認を得ていますからと。では、どの議員が加担したのかと範囲が広がり、有田市が傷つきます。

全国に散らばる3,000を超える市町村には、このずさんな行政運営で思いがけない逮捕者が出て、そこから議会における議論がどうであったのかと問われています。今さえよかったらよいのではなく、これからのために今を一つずつ積み重ねる議論から始めないと、私たちは議員としての責務を果たすことにはなりません。

議事進行とは、議会を止めることではなく、その瞬間瞬間で議員が気づいたとき、議会における議事録に汚点を残さないための先人の知恵です。だから止めているのに進行なのです。残念ながらこの議会というチェック機能を果たせず、それでも後世に残す議会議事録は、今、このときに既に汚点として刻まれる。

この議事進行は、私が難癖をつけ議会運営を妨げているかのように言われる方もいますが、答弁ができなかった市長を議会が認めることに問題はないのでしょうか。

市民の皆様、この議案を認めるということは不正を認めるということですが、本当によいのでしょうか。不正とは、「正当とみなされる手段や方式を用いないさま。不適切なさま。」のことを言います。違法ではないが不正です。私は議員として、その責務をもって不正は認められません。

先に触れましたように、行政は議事録を残し、積み重ね、市民の福祉向上に貢献する責務を負っています。市職員の皆さん、この不正に加担する前に、まずはやり直して、みんなでよりよいものを市民のために後世へと残していきませんか。

今回、一部の方からは「あいつは偉そうや」「市長に失礼や」などなど言われていますが、議員の質問に答えられない、聞いていることに一切触れられない。それでも議案を通しますと答弁をされる市長。議員の皆様はこの蛮行は認めて、正しいことをしている私が非難されるというこの事態に、私はこれからの時代を担う若者にどう説明をすればよいのか。

「私は正しいことをしてるけど、正しいことだけでは世の中うまいこといかんのよ。」
「年取ったら分かるよ。」
「若いくせに偉そうに言うな。」
「正しいことが正しいとは限らんのか。」
これは、しっかりと意思表示をせず、自らを助く術を知り、逃げ道をこしら

えてきた大人たちが言うことです。でも、その大人たちは子供たちに言う。「あかんもんはあかん。」と。次世代に失礼です。

市長は協議を重ねていくと言いましたが、議事録も残していないことを巻き戻しせず、2年後、議事録を出してくださいと言ってもないんですよ。

議案はコンセンサスを得ることができて初めて賛成です。それら議事録を示すこともできない行政が、市民からお預かりした大切な税金を使用する行為は、市民の皆様には申し訳ないと思わないのか。失礼ではないのか。市長も議員も、有権者の皆様から選挙でお選びいただいた同等の責任が課せられている市民の代表なのです。

「池田は、反市長やから市長は嫌いやから文句ばかり言うてんのか。難癖ばかり。」と心ない言葉も、幾度となく聞こえてまいりましたが、今回はそれを無視し、賛同はできません。ないものはつくりません。後からつくと、これは公文書偽造です。そんなことに議会は賛成するのですか。危険すぎます。危なすぎます。

言っておきますが、私は反市長でも、嫌いでもありません。むしろ、当時あの若さで市長選挙に挑み、当選をされた市長は市民の皆様がよいと判断された結果であり凄いと感心しています。

しかし、これまでも議論の積み重ねや、今回のように議事録が存在していないこと、それは職責を果たしているとは到底言えない。だから、職責を全うしてほしいと議会で議論をしているのです。これを、私的感情と捉えているようでは、時代のスピードに取り残されるだけではなく、間違いなく不正の温床になります。これが大変なことなんです。

だから私は議員として、「その職責を真剣に法令にのっとり、正しく取り組んでください」と言っているのです。議員がそのことも理解せず、おろそかにしているようでは二元代表制の意味はありませんし、市民の皆様から議会へ送っていただいた意味もありません。

しかし、そのことすら理解されません。これでは市民の皆様、有田市は変わらないんです。このようなことを申し上げると、また批判の声が聞こえてきますが、私は有田市を路頭に迷わすわけにはまいりません。

この国は、建前ばかりで、本気でやろうとする人間が少なすぎる。正しいことをやろうとすると、障害が多すぎる。また、枠に収まらない人間を排除したがる。長いものには巻かれればいい。強いやつには逆らうな。本当のことは陰で言うのが正しいんだ。人と違うことをすればエネルギーがいる。だから楽なほうを選ぶ。この討論の場においても再度申し上げます。

しかし、ただの議員が何を言ってもあかん。私は、その都度、理解されないことの難しさを感じつつ、有田市のために何が必要なのかと真剣に考えます。真剣に考えるとき、まず、しっかりと勉強し、この議場で堂々と自分の意見を述べる。そして、市民の代表たる議会の皆様、市民の代表たる市長、公僕たる職員の皆様に御理解と御賛同を賜りたいという思いを真剣に語る。その上で、是々非々で市民のために本気で汗を流しませんかと真剣に問いかける。これが真の議員としての最低限の務めであると、今なお信じております。

ゆえに、今後も諦めることなく全力で取り組んでまいります。

今回も、この思いが皆様に届くようにと、今、議案第21号、公の施設の指定管理者の指

定について、反対の立場から討論を行います。

まず、一般質問における市長答弁。議事録を残さず、協議を重ねていくと言い放ち、コンセンサスを得ようとしらない手法は、まさに信義則に反する行政運営。議事録を残すことは行政の責務ですが、それを指摘されても巻き戻しをしない。つまり、ルールは守らなくてもよいということでしょうか。

今回に限らず、これまでも同様の手法で、様々な施策を行ってきた感がしてなりません。このような暴挙を許しては、市民の皆様から議席を預かる者として、その職責を理解していただけるはずがありません。

先ほど、先輩議員の発言にもありましたが、私も同様に今回の指定管理者制度導入に真っ向から反対しているのではなく、全議員が、全市民が、メリット、デメリット全てにおいて理解、納得できるまで、協議を重ねる必要があるでしょと申し上げているだけなのです。

私は、一般質問の最後に、「一からやり直さなければなりません、やり直しますか。」と尋ねましたが、市長はやり直すことはしないと放言しました。もはや議員の言葉など聞き入れないという意思表示と捉えます。ということは、市民の言葉など聞き入れないということにつながるわけです。

間違えていませんか。そこには、これまで全てにおいて委員会等では様々な意見は言うものの、賛成、賛成と追認してきたがゆえの結果です。もはや、議事機関としての機能はないに等しいわけであります。

今回、指定管理をお願いしようとしている地域医療振興協会は、全国で複数の病院を運営管理していますが、全てその恩恵を受け、ばら色のような結果が表れていないということも御承知おきください。

有田市と病院規模や人口など、ほぼ同等の山梨県上野原市立病院ですが、指定管理開始は平成20年10月1日、現在までの運営交付金の推移は、開始当初の平成20年度、2億5,000万円、翌年の平成21年度から24年度は3億円、平成25年度から30年度は1億5,000万円と減るものの令和元年度は2億円、令和2年度は3億円、令和3年度は2億円となっております。

また、2010年8月に某国立大学の大学院生が作成された「公立病院改革における指定管理者制度の課題1、上野原市立病院を中心とした分析」その(4)指定管理者の概要には「上野原市立病院は深刻な医師不足のため複数の診療科目を休止せざるを得ない状況にあり、経営赤字も年々深刻化していたため、2008年10月1日より指定管理者制度を導入し、社団法人地域医療振興協会を指定管理者として選定して経営改革に取り組んできた。

地域医療振興協会は、へき地医療の充実を主要な目的とする公益社団法人である。全国各地で病院や診療所の直営並びに管理委託による運営を行っており、これらの施設の運営は全て自治医科大学の卒業生並びに協会の趣旨に賛同する他の医科大学の卒業生により行われている。現在、医師、研修医、約600名を有し、49施設の運営を受託している。近年は、都市部の病院経営にも乗り出す等、精力的に業容を拡大している。

しかし、同協会に指定管理者業務を委託すればすぐに医師不足が解消されるわけではない。」と記されておりました。

このように、同病院の運営交付金の推移を見ても同協会に業務を委託すれば全て解消できるものではないということが見て取れます。

また、病院規模は異なるものの三重県立志摩病院においては、平成24年4月に指定管理を開始、現在までの運営交付金は、平成24年度、約9億9,000万円、平成25年度では約9億2,400万円、平成26年度では約8億7,600万円、平成27年度では約7億200万円、平成28年度では約7億3,700万円、平成29年度では約6億5,000万円、平成30年度は約5億9,400万円、令和元年度は約7億1,600万円、令和2年度は約8億1,700万円となっております。

飯塚市立病院では、運営開始の平成20年度、約1億3,600万円、平成21年度、約1億3,300万円、平成22年度、約1億8,600万円の交付金が、平成23年度以降は全て2億円を超えているなど、一概に成果が出ているとは言い切れません。もちろん、恩恵を受けている病院もありますが、その多くはへき地の診療所に見受けられます。

市長、並びに議員の皆様、有田市はへき地だとお考えですか。まだまだ他の病院の運営交付金をお示しすることは可能ですが、何が言いたいのかというと、当局が言うような、基本年2億5,000万円という運営交付金での運営は非常に厳しいのではないかとことです。指定管理をお願いしたが優れない事象があるにも関わらず、精力的にできるということは儲かっているからでしょ。市長、市民が指定管理者制度導入で安心という儲けがないと駄目なのではないでしょうか。指定管理を導入したが最後、病院運営を維持していくためには指定管理者の言うことには逆らえないということにつながる。いわゆる依存と行政の責任回避。これが利害一致と言うんです。その利害は市民のためではない。

また、地域医療振興協会から撤退という選択をされた病院も存在しているのも事実。もちろん、そこには様々な要因があるのも理解いたしますが、お金という基準の儲けが得られないという要因もあるでしょう。だからこそ、しっかりと後世に残す必要がある有田市民の生命・維持・健康増進の要であるこの病院関連に関して、徹底的に議論を深め、細心の注意を払いながら進めていく必要があると、そう思うわけです。それが当初からの議事録によって、ステージから次のステージへというふうに積み重ねていったという意味決定が記録されていないとなると、これは行政とは言えません。

3年後、5年後、そして20年後に「ああああ、やっぱりあかなんだな」は、市民を路頭に迷わすということ。「やってみやな先のことわかるかよ。」とおっしゃる方もいるでしょうが、一つだけ言える確かなこと、それは絶対に失敗は許されないということです。指定管理者制度を導入して間違いないと言える根拠を示す必要が我々には課せられているのです。

このまま賛成すれば、また粛々と行政主導でことが進められることになりますが、指定管理者制度の在り方、入札の危険性。そうすると、官製談合と捉えられる要素が出てきますよ。どのような内部協議をされたのか、その議事録がないわけですから。

実際、第3回、新有田市立病院基本構想策定委員会では「私たちも手を挙げる。」と公言しており、手を挙げる方々がルールづくりに参加しているんですよ。まあ当初からありきで進められてきたわけですからね。

我々議会はこれを素通りさせたら決算審査において意見を述べる。結果論。これらのことしかできなくなります。

このような状態が継続されることが本当に市民の皆様のためになるのでしょうか。議論をこれから重ねても、基となる議事録がなく、その協議における確かな根拠がない、これから議論をしていくといっても基がないのに議論にはならず、ゼロ掛ける1はゼロです。有田市は市長の個人企業ではありません。（発言する者あり）

市民の皆様から経営を託された予算編成権と執行権を預かる市民の代表者であることを、今一度、胸に深く刻んでいただきたく存じます。

この行政行為の原理原則を放棄しているこの議案に議員として賛成できないことを強く申し述べ、反対討論といたします。

以上。

○議長（中谷桂三君） これにて、6番池田敦城君の反対討論は終わりました。

次に、原案に賛成者の発言を許すことにいたします。

8番児嶋清秋君。

〔8番 児嶋清秋君 登壇〕

○8番（児嶋清秋君） 会派自由民主党、有田クラブから、議案第21号、公の施設の指定管理者の指定について賛成の立場で討論をいたします。

国においては、2025年にいわゆる団塊の世代の方々が75歳を迎え、つまりは後期高齢者となり、少子高齢化が今後ますます進展する中で、公立病院が持続可能な地域医療提供体制を確保するため、健康、福祉、医療の在り方についてあらゆる視点で議論がなされていると聞き及んでいます。

本市の有田市立病院は、人口約7万3,000人の有田圏域における中核病院として、国、県から示された地域医療構想との整合性を保ちつつも、一方で救急医療体制のさらなる強化や感染症対策、予防医療等、地域住民の生命と健康を守るため、今後の病院運営のあるべき姿、方向性をしっかりと示していく待ったなしの時期に差しかかっており、本市の喫緊の課題であります。

そのため、議会でも地域医療と有田市立病院のあり方調査特別委員会を立ち上げ、私は当委員会の委員長を仰せつかり、調査、研究を重ねる中で有田市立病院の重要性、必要性は認識した上で、けんけんがくがく議論を交わし、様々な考え、意見が出されました。

私は、何といっても住民の皆さんが安心して医療サービスを受けることのできる安定した病院運営、体制づくりが重要であると考えております。過去に内科医が1名となり、外来、入院の医療提供体制に大きな支障を来したこと、公立病院にありがちな慢性的な赤字経営体質にあることなどからたどり着いた答えは、総務省が公立病院改革プランに示している経営形態の見直しという考えであります。

今回、幸いにも公益財団法人地域医療振興協会との御縁をいただいたことは未来の有田医療圏の医療を守るための追い風でもあり、経営形態の見直しの判断として当協会との連携がその礎となると思われまます。

昨年12月定例会最終日の全員協議会において、総務省事業である令和3年度公立病院医療提供体制確保支援事業に係る新病院基本構想について、専門的支援を受けている当協会から説明を受けた際、協会の概要の説明も受けました。

当協会は、地域医療の確保と質の向上を目的に設立され、日本全国の地域、そこに住む

人々、そして医療に携わる医療人の三者が幸せになれる未来をつくっていくため活動を行っているとのことでした。

当協会が目指すものとして、医療に困っている地域を支援する、地域医療の要、総合医の養成とされており、地域保健医療の調査研究及び地域医学知識の啓蒙と普及、さらには地域保健医療の確保と質の向上と住民福祉の増進を図り、もって地域の振興に寄与することを目的とされています。

また、地域医療を支える人材育成にも力を入れているとのこと。当協会の正職員数として、医師数1,188人、医療技術職1,727人、看護職4,124人など、令和3年4月現在の職員数は計9,143人とのこと。

また、令和3年11月1日現在、直営管理を含め25病院、39診療所をはじめ保健福祉施設を合わせて計81の施設を運営しているとのことでした。

有田市立病院は、今後も引き続き住民福祉の向上をしっかりと担い、有田医療圏の中核病院として責任ある病院運営を行うことで地域住民に信頼される病院で在り続けていかなければなりません。

指定管理者の指定は、これまではない手法、経営形態ではありますが、経営形態の見直しこそが今後の有田市立病院の医療提供体制の強化につながり、地域住民の安心につながると思っております。

当協会にその役割を担ってもらうのが現時点で一番よいとの考えに至りました。ただし、当協会に丸投げをするのではなく、市も開設者としての責務を持ち、住民が求めている、期待している医療をしっかりと受け止めながら、指定管理に向け引き続き当協会と協議し、そのことを十分理解してもらうことを要望し、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（中谷桂三君） これにて、8番児嶋清秋君の賛成討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより各案件の審議に入ります。

まず、日程2、議案第1号であります。

これより議案第1号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中谷桂三君） 全員起立であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程3、議案第2号であります。

これより議案第2号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中谷桂三君） 全員起立であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程4、議案第3号であります。

これより議案第3号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中谷桂三君） 全員起立であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程5、議案第4号であります。

これより議案第4号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中谷桂三君） 全員起立であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程6、議案第5号であります。

これより議案第5号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中谷桂三君） 全員起立であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程7、議案第6号であります。

これより議案第6号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中谷桂三君） 全員起立であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程8、議案第7号であります。

これより議案第7号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中谷桂三君） 全員起立であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程9、議案第10号であります。

これより議案第10号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中谷桂三君） 起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、日程10、議案第11号であります。

これより議案第11号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中谷桂三君） 起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、日程11、議案第12号であります。

これより議案第12号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中谷桂三君） 全員起立であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、日程12、議案第13号であります。

これより議案第13号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中谷桂三君） 全員起立であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、日程13、議案第14号であります。

これより議案第14号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中谷桂三君） 起立多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、日程14、議案第15号であります。

これより議案第15号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中谷桂三君） 起立多数であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、日程15、議案第16号であります。

これより議案第16号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中谷桂三君） 全員起立であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、日程16、議案第17号であります。

これより議案第17号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中谷桂三君） 全員起立であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、日程17、議案第21号であります。

これより議案第21号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中谷桂三君） 起立多数であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、日程18、議案第23号であります。

これより議案第23号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中谷桂三君） 全員起立であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、日程19、議案第24号であります。

これより議案第24号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中谷桂三君） 全員起立であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、日程20、令和3年請願第2号であります。

これより令和3年請願第2号を起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中谷桂三君） 全員起立であります。よって、令和3年請願第2号は採択することに決しました。

次に、日程21、請願第1号であります。

これより請願第1号を起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択でありますので、本請願について採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中谷桂三君） 起立多数であります。よって、請願第1号は採択することに決しました。

次に、日程22、議案第22号、初島財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

これより議案第22号を採決いたします。

議案第22号について、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御異議なし認めます。よって、議案第22号は、これに同意することに決しました。

次に、日程23、意見書案第1号、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

5番上山寿示君。

○5番（上山寿示君） 意見書案第1号、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、シルバー人材センターにおいて引き続き地域に密着した就業機会を提供し、高齢者の社会参加の促進などに貢献するため、安定的な事業運営が可能となる措置を求めるものであり、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣及び経済産業大臣宛てに意見書を提出しようとするものであります。

文案は、お手元に配付のとおりでございます。

議員各位におかれましては、御理解いただき御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（中谷桂三君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第1号を起立により採決いたします。

意見書案第1号について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中谷桂三君） 全員起立であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程24、意見書案第2号、国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

5番上山寿示君。

○5番（上山寿示君） 意見書案第2号、国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書について、提案理由の説明を行います。

国民の祝日、海の日は海の恩恵に感謝するとともに海洋国日本の繁栄を願うことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されております。

平成8年7月20日は、世界の海洋秩序を定め、日本の排他的経済水域200海里の根拠となる国連海洋法条約が発行した日であり、平成19年7月20日は海洋基本法が施行され、新たな海洋立国を目指すことを宣言した日でもあります。

しかし、平成15年以降、ハッピーマンデー制度によって海の日は7月の第3月曜日となり、毎年、その日にちが変動することになりました。

観光振興等に相応の効果をもたらしたと考えますが、四面を海に囲まれ海から大きな恩恵を受け、様々な影響を受け、海に生かされ海と共に生きる、すなわち海と共生している国民であります。

海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全及び環境保全について思いをはせる機会とするためにも、海の日を当初の7月20日に固定化することを求めるため、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣に対し意見書を提出しようとするものであります。

文案は、お手元に配付のとおりであります。

議員各位におかれましては、御理解いただき御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（中谷桂三君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第2号を起立により採決いたします。

意見書案第2号について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中谷桂三君） 全員起立であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程25、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件については、会議規則第167条第1項及び第2項の規定により、お手元へ配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御異議なしと認めます。よって、議員を派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議員派遣の件が議決されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御異議なしと認めます。よって、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されました。

次に、日程26、各委員会の閉会中の継続審査及び調査についてであります。

各委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元へ配付の申出書のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査をいたしたい旨の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御異議なしと認めます。よって、各委員会委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷桂三君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長によって委任することに決しました。

次に、このたび本年度末をもって退職されます、経営管理部参事喜多俊充君、経済建設部長河野孝司君、教育次長谷輪吉伸君、総合行政委員会事務局長大谷せつ子君、他8名の方々に対しましては、高いところからではございますが一言感謝の御礼の言葉を述べさせていただきます。

皆様方には、本当に長い間、有田市職員として市民の福祉向上のために貢献され、率先して本市行政の発展に御尽力をいただきましたこと、誠にありがとうございます。今後は、皆様方の後を継いで任に当たる後輩諸君に対し、末永く御指導いただくとともに、市政発展に対しましても格段の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりにになりましたが、これまでの行政経験を生かし、新たな分野でまた地域社会の中核となって御活躍いただきますよう御期待申し上げ、重ねて皆様方の御健勝と御多幸を御祈念いたしまして、送別の言葉といたします。（拍手）

どうも御苦労さまでございました。

これにて、今期定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、会議規則第8条の規定により、本日の会議を閉じ、令和4年有田市議会3月定例会を閉会いたします。

午前11時28分 閉会